

転入された方へのご案内

H28. 8 版

□ 次の手続きが必要となる場合がありますので、担当課で確認してください。

対象となる手続き	必要書類	担当課	
通知カード、住民基本台帳カードまたは個人番号カード の追記欄への住所変更	通知カード、住民基本台帳カードまたは個人番号カード、印鑑、窓口に来る方の本人確認書類、 <u>委任状</u> （同一世帯の方は委任状は必要ありません）	市民サービス課	
国民健康保険 への加入	前住所地で発行された「特定同一世帯所属者異動連絡票」「旧被扶養者異動連絡票」をお持ちの方はその連絡票 社会保険等の喪失年月日が分かる書類(職場の保険をやめられた方)	保険年金課	
国民年金 への加入・氏名変更	第1号への加入・氏名変更		年金手帳 厚生年金からの喪失年月日がわかる書類(第2号及び第3号から変更される方)
	海外転入された第1号被保険者		年金手帳
年金受給者 の住所変更	年金証書		
福祉医療(子ども医療など) の受給者証の交付	印鑑・健康保険証(所得証明書等が必要な場合がありますので窓口でお尋ねください)	子育て支援課	
後期高齢者医療 の被保険者証の交付	前住所地で使用されていた被保険者証 県外から転入された方のみ負担区分証明書(前住所地で交付されたもの)・印鑑		
児童手当 の受給	預金通帳・健康保険証の写し(厚生年金等に加入している方)・印鑑(所得証明書等が必要な場合がありますので窓口でお尋ねください)		
母子・父子手当 の受給	必要書類は窓口でお尋ねください	健康づくり課 (保健センター)	
妊婦・産婦・乳児健康診査受診票 の交換	母子健康手帳、印鑑 前住地で発行された妊婦・産婦・乳児健康診査受診票		
予防接種の予診票 の発行・交換	母子健康手帳 前住地で発行された予診票(お持ちの方)		
福祉関係の手帳 の住所変更 障害関係の手当 の受給	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・預金通帳・印鑑	福祉課	
自立支援医療(精神通院) の住所変更	自立支援医療受給者証(精神通院)・印鑑・健康保険証 ※前市町村での所得証明書が必要な場合があります。		
市税 の口座振替の申込	預金通帳・通帳印	収納課	
125cc以下のバイク の登録変更	ナンバープレート・印鑑	税務課	
市営水道料金 の口座振替の申込	預金通帳・通帳印	水道課(水道お客さまセンター) (書類は収納課にもあります)	
水道の使用 の開始	開始届 (電話受付も可能です→水道お客さまセンター内線277・285)		
介護保険 の要支援・要介護認定	介護保険受給資格証明書(前住所地で発行されたもの)	高齢者生きがい課	

裏面もお読みください

□ **公立小中学校への転校**について

今まで在籍していた学校で交付された書類(「**在学証明書**」および「**教科用図書給与証明書**」)と、江南市役所市民サービス課で発行された「**学齢児童・生徒異動通知書**」を、あわせて住所地の小中学校へ提出し、転校の手続きをしてください。

なお、**私立中学校へ転校**の場合は教育課へお尋ねください。

□ 以下に該当される方は、転出により前住所地での資格がなくなっていますので、所要の手続きをお願いします。

印鑑登録者	転出時に資格がなくなっていますので、必要な方は市民サービス課で新たに申請してください。
住民基本台帳カードまたは個人番号カード交付者	カードの継続利用ができるよう処理を行いますので、転入時に届出人以外の方の住民基本台帳カードまたは個人番号カードをお持ちでない場合、それぞれの方の暗証番号をご確認のうえ、市民サービス課へカードをお持ちください。なお、転入届出日より90日を経過しますと、継続利用が出来なくなり、カードは廃止、回収となりますのでご注意ください。また、継続利用を希望されない場合についても、廃止、回収をしますので、市民サービス課へカードをお持ちください。
電子証明書発行者	転出時に資格がなくなっていますので、必要な方は市民サービス課で新たに申請してください。(ただし平成27年12月22日以降は、住民基本台帳カード向け電子証明書は発行することができませんので、個人番号カードを申請してください。)
国民健康保険の加入者	前住所の保険証は、前住所地の市区町村役場に返却してください。
児童手当等の受給者	未受領金などがある場合は、前住所地の市区町村役場へご請求ください。
福祉関係の手当受給者	
福祉医療(子ども医療など)の受給者	
後期高齢者医療の加入者	前住所の受給者証・保険証は、前住所地の市区町村役場へ返却してください。

□ **月曜日・金曜日・月初め**は、窓口が混雑しますので「時差来庁」にご協力ください。

□ **布袋・宮田・草井の各支所**でも転入(住民基本台帳カードおよび個人番号カードを利用した転入届の特例を除く)転居の届出・転出の届出、住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍謄抄本の交付、印鑑登録の受付、各種戸籍届出、所得証明書の交付、市税等の納付などができますのでご利用ください。

□ **日曜市役所** 毎月第2・第4日曜日午前8時30分～午後0時30分に、市民サービス課、税務課、収納課で日曜窓口サービスを行っていますのでご利用ください。

- ・ 市民サービス課…戸籍の謄・抄本、住民票の写し、印鑑登録証明書の交付、印鑑登録事務
- ・ 税務課…所得証明書、評価証明書、納税証明書(市・県民税、固定資産税、車検用軽自動車税)の交付(原則として現年度のみ)
- ・ 収納課…納税相談、市税等の受け取り